

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】DB法施行令の一部改正について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、2020年9月16日、「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」（令和2年政令第292号）を公布しました（施行期日：2020（令和2）年10月1日）。

DBのガバナンスの確保に向けた取組みについて、規定のレベルを通知等から政令へ格上げする趣旨での改正であり、この内容は昨年12月に取りまとめられた、「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」に挙げられていたものです。なお、この改正により実際上のルールが大きく変わることはありません。

改正令の概要は以下のとおりです。

<改正令の概要>

- ・総合型DB基金における選定代議員の定数について

総合型DB基金の選定代議員の定数について、下限（※1）を定めることとする。

※1 事業主の数の10分の1（事業主の数が500を超える場合は50、事業主の数が30を下回る場合は3）以上とすること。

- ・資産運用委員会の設置について

積立金の額が一定額（100億円、※2）以上の事業主等は、資産運用委員会を設置

することとし、当該委員会は、積立金の管理及び運用に係る事項に関し、事業主又は企業年金基金の理事長等に対して意見を述べることとする。

※2 厚生労働省令で定めることとされており、改めて公布される予定です。

<ご参考>

DC法・DB法の改正について（年金NEWS）

http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/710_nenkin_news_20200702_1.pdf

http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/nenkin/710_nenkin_news_20200702_2.pdf

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202009-170-0372-D